

伊丹市営モーターボート競走開催に伴う電話投票事務の委託について

モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第3条第2号及び第3号の規定に基づき、伊丹市営モーターボート競走開催に伴う電話投票事務を委託したので、伊丹市モーターボート競走実施事務の私人への委託に関する規程（平成26年伊丹市ボート管理規程第15号）第7条の規定により告示する。

令和8（2026）年4月1日

伊丹市ボートレース事業局  
伊丹市モーターボート競走事業管理者  
多田勝志

記

1. 受託者 東京都港区六本木五丁目16番7号  
一般財団法人BOATRACE振興会  
会長 小高幹雄
2. 委託事業の内容
  - (1) 電話投票システムの管理・運用
  - (2) アンサーセンターの管理・運用
  - (3) 舟券の作成事務
  - (4) 舟券の発売事務
  - (5) 払戻金及び返還金の交付事務
  - (6) 売上金の送金事務
  - (7) 電話投票契約の締結
  - (8) 加入者の募集及び管理に関する事務
  - (9) 加入者に対する情報及びサービスの提供事務
  - (10) 電話投票等の売上向上に資するために必要な事務
  - (11) 前各号のほか、競走場活性化に資するために必要な業務
3. 委託期間 令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで